

高知県新生児聴覚検査実施マニュアル（令和 6 年 8 月改訂）にかかる Q&A

（市町村からの質問）

問 1：新生児聴覚検査受診票（再検査用）について、R7 年度印刷までの経過措置としてスタンプ等で項目を追加する場合、どこに文を追加したらよいか。

（答）

新たな受診票を印刷するまでの経過措置として、各市町村に新生児聴覚検査受診票（再検査用）への追記が必要な箇所は以下のとおりです。（マニュアル P57～61 参照）

医療機関が記入する際にチェックがしやすくなるため、可能であれば、①、②それぞれの欄に追加する方が望ましいです。

①「再検査結果で要精密検査となった場合」の欄に、「☐ サイトメガロウイルス検査の説明を実施」を追加

②「特記事項」の欄に、「☐ 尿サイトメガロウイルス検査 陽性」を追加

※現在の受診票は複写になっているので、全てにスタンプを押すようにしてください。

問 2：R7 年度に向けて受診票を印刷する予定ではなかったが、R7 年度には改訂した受診票を印刷しなければならないか。

（答）

R7 年度以降に配布する受診票については、原則、マニュアル P51～67 に示しているとおり改訂をお願いします。

問 3：里帰り出産（県外で出産）の方に対する各市町村の対応について

①県外の医療機関でも尿サイトメガロウイルス検査については周知されているという前提でよいのか。

②尿サイトメガロウイルス検査についての説明を市町村から実施した方がよいのか。

③分娩医療機関あてに償還払い等のお知らせ文書を発行しており、その中で「精密検査が必要な場合はご一報ください。」と記載をしているが、生後 3 週間までに市町村に連絡が来ない可能性がある。尿サイトメガロウイルス検査が推奨されていることを踏まえ、「3 週間以内に連絡をください」等追記する必要があるか。

④県外において尿サイトメガロウイルス検査を受ける必要がある場合（生後 3 週間以内に高知県に帰ってこない場合）の検査の調整はどこが行うのか。

（答）

①尿サイトメガロウイルス検査については、令和 5 年 10 月 3 日付こ成母第 276 号こども家庭庁母子保健課通知「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正についてにより各都道府県に周知がされています。高知県内では検査を受けられる体制が整っていますが、県外の医療機関では、医療機関によって状況が異なることが想定されます。

- ②里帰り出産をすることが決まっている妊婦さんに対しては、県が配布している「赤ちゃんのきこえ（聴覚）の検査について」のリーフレットをもとに、「新生児聴覚検査の結果、より詳しい検査が必要になった場合は、サイトメガロウイルスの尿検査を実施することが推奨されている」ことの説明をお願いします。検査の詳細については検査を実施する医療機関で説明を受けるよう伝えます。
- ③里帰り先の医療機関にお知らせ文書等を発行する場合は、3週間以内に尿サイトメガロウイルス検査を受ける必要があることを考慮し、「精密検査が必要な場合は退院後1週間以内（できるだけ早期）にご一報ください」等と追記をすることは望ましいと考えます。併せて、リファーマーに尿サイトメガロウイルス検査が推奨されていることを説明していただきたい旨も記載するとよいかと思えます。
- ④①の回答のように、県外の尿サイトメガロウイルス検査体制についても、里帰り先により異なる状況であることが想定されます。そのため、ケースバイケースの対応となりますが、市町村保健師が新生児聴覚検査の結果がリファーマーで尿サイトメガロウイルス検査を希望する里帰り出産の産婦を把握した場合には、産婦に連絡ののち、産婦の希望に沿って可能な限り対応できるように調整することが望まれます。原則として、尿サイトメガロウイルス検査は保険診療の取扱いとなるため、分娩医療機関での実施もしくは検査できる医療機関への紹介状が必要となります。

（医療機関からの質問）

※なし